

第5期豊橋市地域福祉計画

骨子（案）

目次

I 計画策定に当たって

1 計画策定の背景	4
2 地域とは	5
3 地域福祉とは	5
4 地域共生社会とは	5
5 計画の位置づけと期間	6
(1) 計画の位置づけ	6
(2) 計画の期間	6
6 本計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）との関連	7

II 本市の地域福祉における現状

1 統計資料からみる豊橋市の現状	8
(1) 人口・年齢別割合の推移	8
(2) 世帯の推移	9
(3) 生活困窮者自立支援制度に関する新規相談件数の推移	10
(4) 生活保護法による保護受給者数・世帯の推移	10
(5) 再犯者数の推移	11
(6) 成年後見制度の状況	11
(7) 自治会加入の推移	12
(8) 老人クラブの推移	12
(9) ボランティア数の推移	13

III 第4期計画の総括

1 基本方針ごとの総括	14
基本目標1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり	
基本方針(1) 地域福祉に関心を持つきっかけづくり	16
基本方針(2) 地域福祉の担い手の育成支援	18
基本方針(3) 地域住民による地域生活課題解決力の強化と体制整備	20
基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり	
基本方針(1) 誰もが暮らしやすい環境整備	22
～再犯の防止等に向けて～（豊橋市再犯防止推進計画）	24
基本方針(2) 災害時の支援体制の充実	26
基本方針(3) 権利擁護体制の充実	28
～成年後見制度の利用促進に向けて～（豊橋市成年後見制度利用促進計画）	30
基本目標3 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり	
基本方針(1) 包括的な相談支援体制の充実	32
基本方針(2) 地域福祉活動への多様な主体の参加促進	34
2 全体の総括	36

Ⅳ 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	38
2 基本目標.....	38
基本目標1 人づくり～お互いに理解し合える意識の醸成～	
基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～	
基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～	
3 計画の体系.....	39

Ⅴ 今後のスケジュール

1 計画策定スケジュール（案）	40
-----------------------	----

I 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

本市では、平成17（2005）年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23（2011）年3月に「第2期豊橋市地域福祉計画」、平成28（2016）年3月に「第3期豊橋市地域福祉計画」、令和3（2021）年3月に「第4期豊橋市地域福祉計画」（以下、「第4期計画」）を策定し、高齢者、障害者、こども、健康等に係る各分野の計画と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを乗り越える中で、人々の行動変容、交流意識（つながり）の弱まりなど社会の変化が見られたことや、人口減少、高齢化、世帯構成の変化・規模の縮小が進んだことにより、従来は家族や地域が担ってきた「支え合い機能」が低下しています。これらの影響もあり、生活困窮、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー問題など、複合的な要因による課題、分野の境界線上や制度の狭間にあるため対応が難しい課題がこれまで以上に顕在化しており、既存の制度・手法だけでは十分に対応できないため、新たな地域福祉のアプローチを必要とするケースも増えています。

このような社会情勢のもと、国では「地域共生社会」の実現に向けた検討が進められ、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一つの手法として重層的支援体制整備事業が創設されました。令和6（2024）年6月からは、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や総合的な権利擁護施策の充実等について検討することを目的とした「地域共生社会の在り方検討会議」が定期的に関われ、令和7（2025）年5月に「中間とりまとめ」が公表されています。

本市においても、第4期計画を着実に進めるとともに、令和3（2021）年度より総合福祉センター内へ「福祉相談サポートセンター」を設置し、分野別の相談機関では支援が困難なケースに対して包括的な支援を行ってきました。また、令和6（2024）年度からは重層的支援体制整備事業として本格的に実施しています。

これらの背景を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、これまでの施策を継承・発展させるとともに、頻発化・激甚化している昨今の自然災害への対応をも含めた地域づくりを進めるため、「第5期豊橋市地域福祉計画」を策定します。

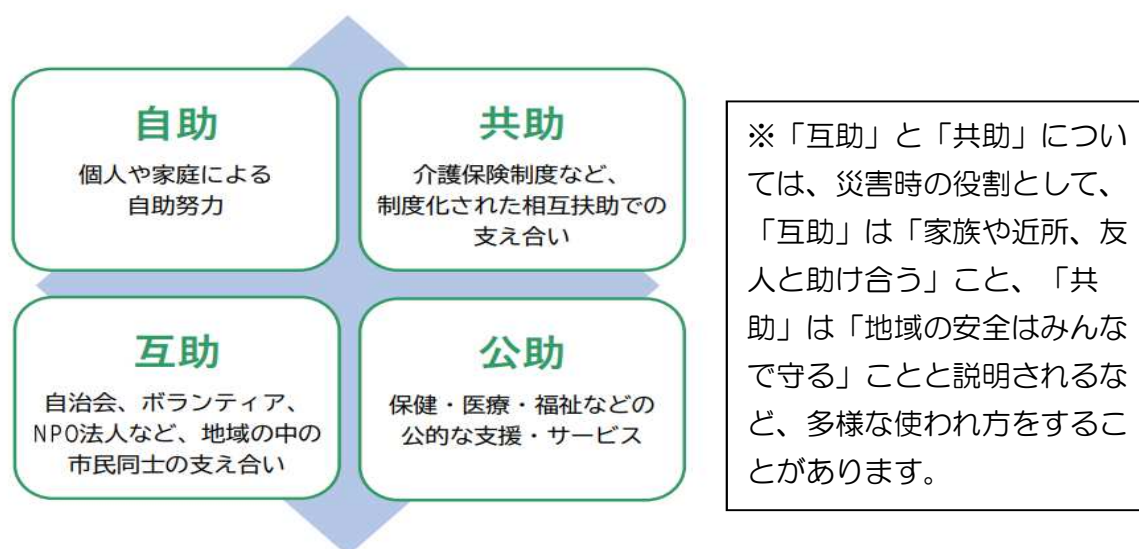
2 地域とは

本計画における「地域」とは、全市・中学校区・小学校区・自治会／町内会・隣近所など、多様なエリアが考えられ、一律に設定できるものではないと考えています。本市では、福祉課題・生活課題の内容や地域の実情に応じて、柔軟にエリアを設定することで、更なる地域福祉の取り組みを推進していきます。

3 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域における生活上の様々な問題や課題について、高齢者や障害のある人、こどもといった対象者ごとではなく、市（行政）、社会福祉協議会、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民などが共に助け合い、支え合うことで解決を図り、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことです。

そのためには、多様な生活課題を「自助・互助・共助・公助」を組み合わせることで解決していく取り組みが必要です。



4 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

5 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

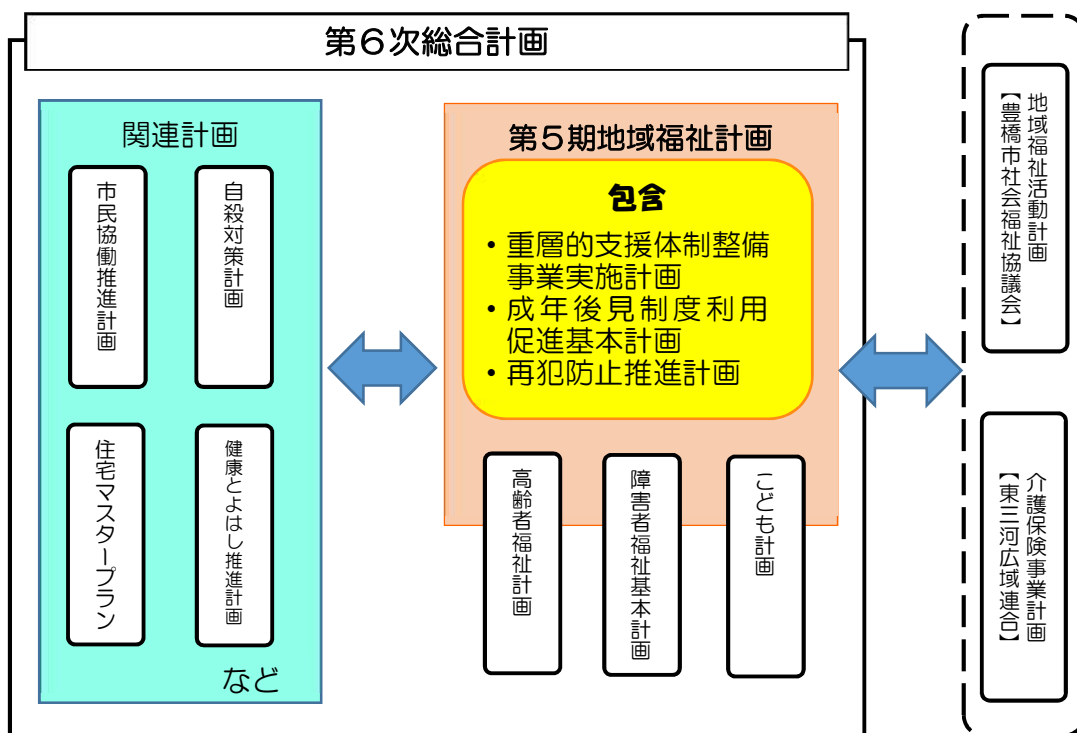
「第5期豊橋市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定する市町村地域福祉計画として位置づけます。

本計画は、第6次豊橋市総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進する総合的な計画として、福祉などに関する各分野の個別計画の上位計画と位置づけ、関連する計画と連携が図られた内容とします。

また、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定される「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき策定される「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定される「地方再犯防止推進計画」を包含するものとし、必要事項を盛り込み、一体的に策定します。

なお、豊橋市社会福祉協議会では、地域住民や地域福祉活動の様々な担い手が相互に協力して取り組む地域福祉の行動計画として、豊橋市地域福祉活動計画が策定されています。そのため、同計画と本計画とは互いに連携しながら、一体となって本市における地域福祉の推進を図ります。

【位置づけのイメージ】



(2) 計画の期間

この計画の期間は、上位計画である豊橋市総合計画との整合を図るため、後期基本計画と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。

6 本計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）との関連

本市では、平成 27（2015）年9月に国連において採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」について、全庁一丸となって推進を図っているところであり、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、令和元（2019）年に「SDGs 未来都市」に選定されました。

SDGsの理念は、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体においても、目指すべき方向性は一致しているものと考えます。

※関連する主なSDGsは1・2・3・4・10・11・17です。



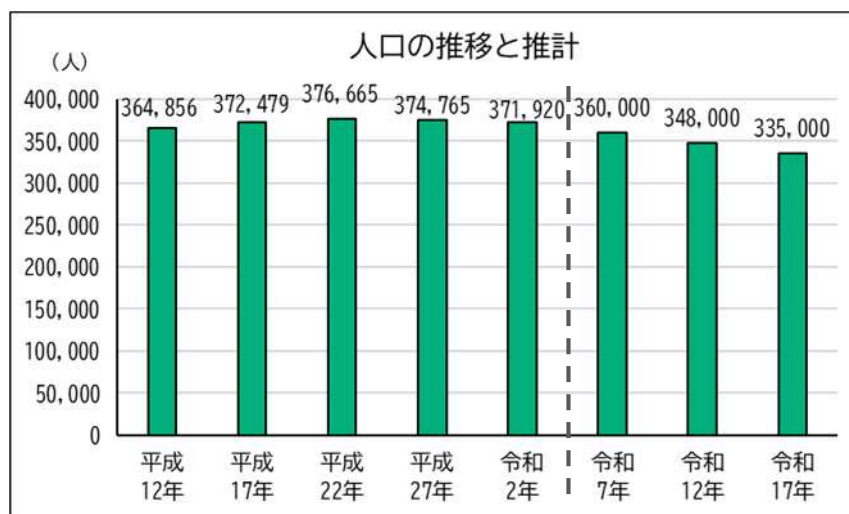
Ⅱ 本市の地域福祉における現状

1 統計資料からみる豊橋市の現状

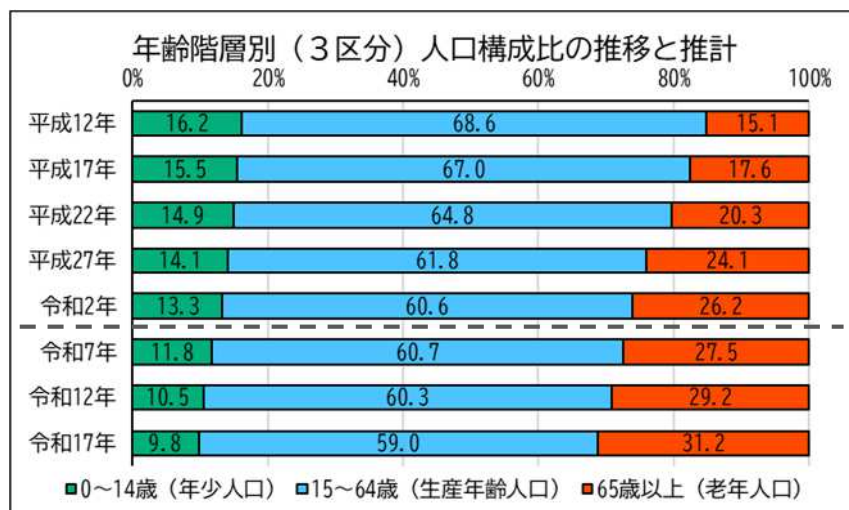
(1) 人口・年齢別割合の推移

人口は平成 22（2010）年には、376,665 人に達しましたが、本市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、令和 7（2025）年以降の将来人口を推計すると、令和 17（2035）年には、335,000 人まで減少する見込みとなっています。

年齢別の割合をみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。人口に占める高齢者の割合は今後さらに増加することが見込まれます。



※令和 2 年までは国勢調査の実績値。令和 7 年以降は第 6 次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

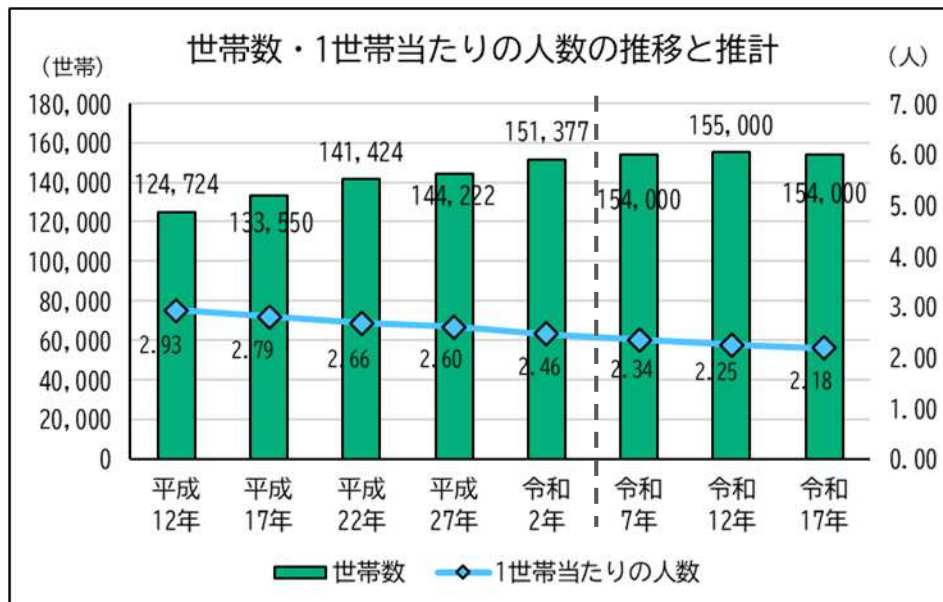


※令和 2 年までは国勢調査の実績値。令和 7 年以降は第 6 次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

※小数点以下第 2 位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が 100 にならない場合あり

(2) 世帯の推移

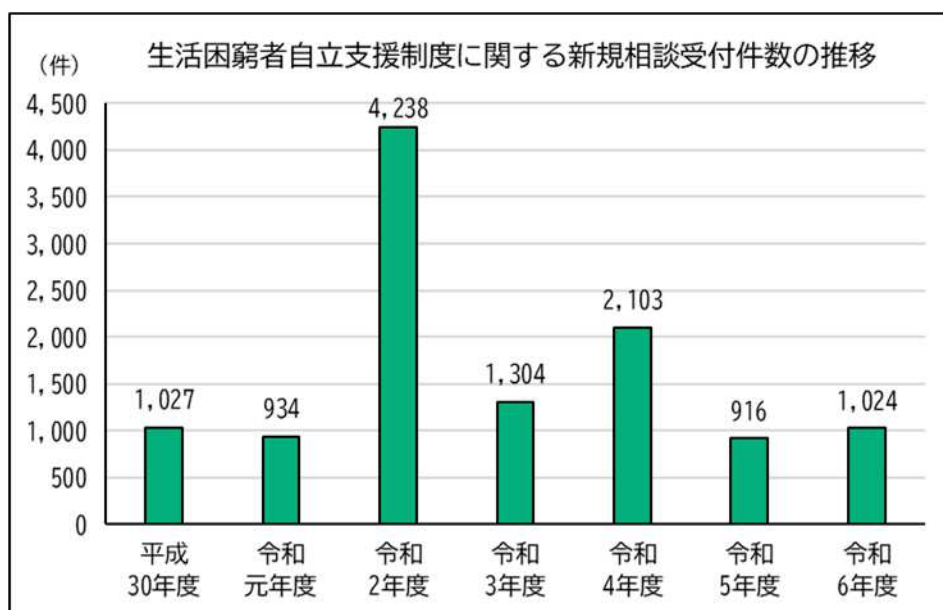
人口は減少しているものの、世帯数は年々増加をしており、1世帯当たりの人数は、減少をしております。令和7（2025）年以降、世帯数は横ばいとなる見込みですが、1世帯当たりの人数は減少する見込みとなり、今後も核家族化や単独世帯が増加していくと見込まれます。



※令和2年までは国勢調査の実績値。令和7年以降は第6次豊橋市総合計画 後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

（３）生活困窮者自立支援制度に関する新規相談件数の推移

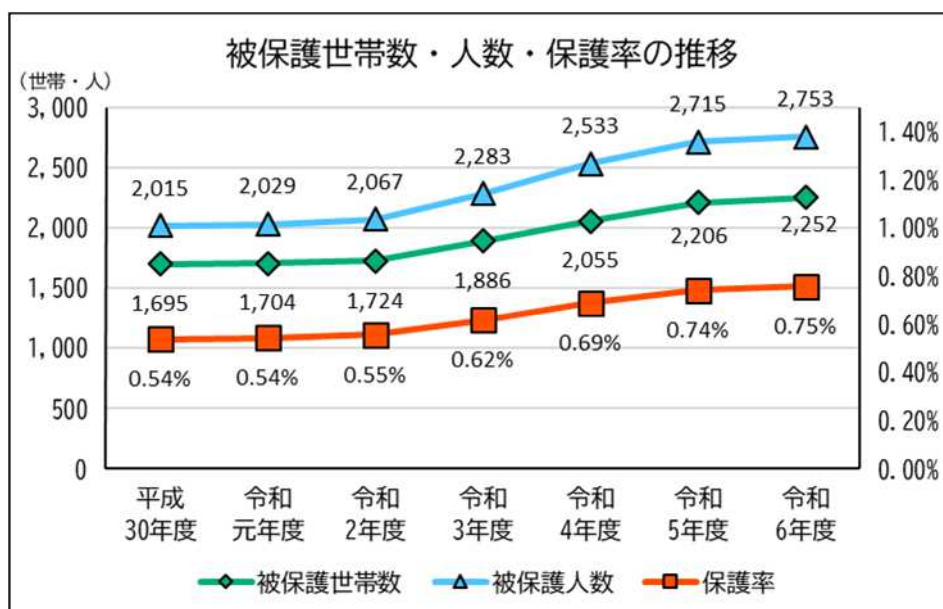
令和２（２０２０）年度には、新型コロナウイルス感染症の流行による離職、休業等の増加により、新規相談件数が増加しております。令和５（２０２３）年度には、新型コロナウイルス感染症の流行前の相談件数と同水準となっています。



資料：豊橋市

（４）生活保護法による保護受給者数・世帯の推移

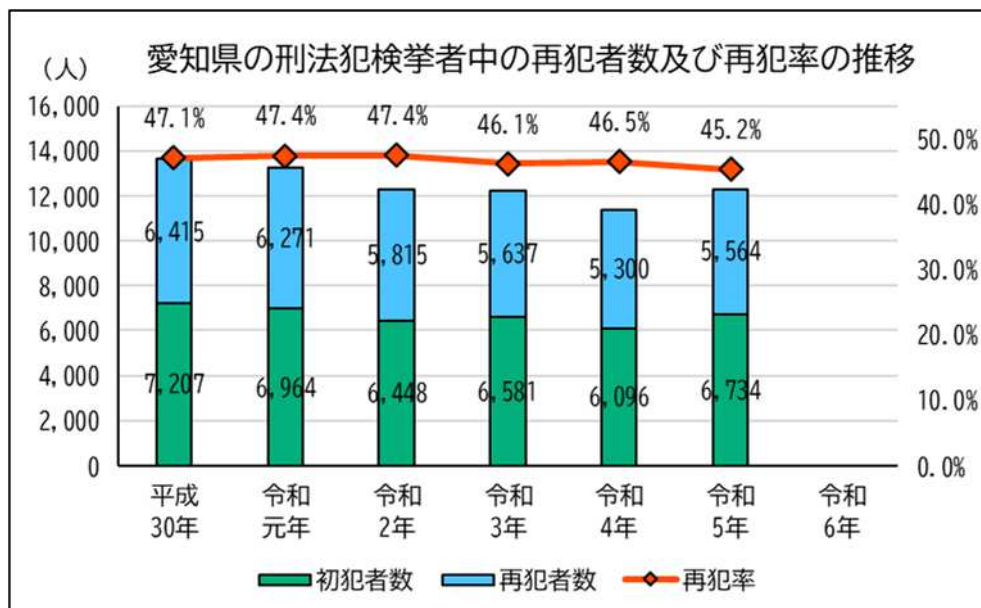
新型コロナウイルス感染症の流行による離職の増加や、世帯としてコロナ関連の給付金等が終了したこと等に加えて、物価上昇により、令和３（２０２１）年度以降生活保護受給世帯数・人数が増加し、保護率も上昇しています。



資料：豊橋市

（５）再犯者数の推移

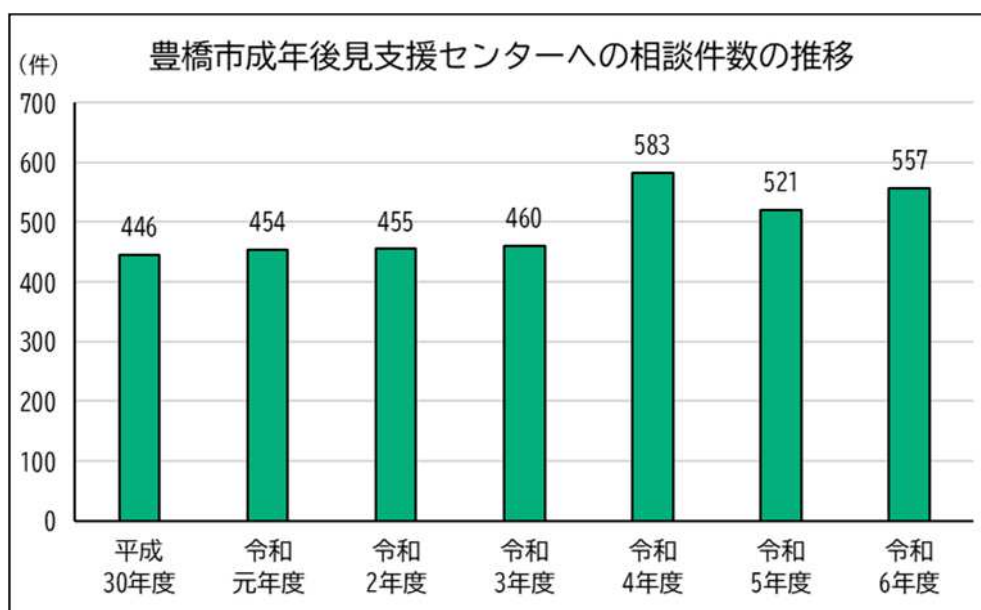
愛知県における再犯者数は、平成 30（2018）年と比較して、減少しているものの、再犯率はほぼ横ばいとなっています。



資料：愛知県警察本部

（６）成年後見制度の状況

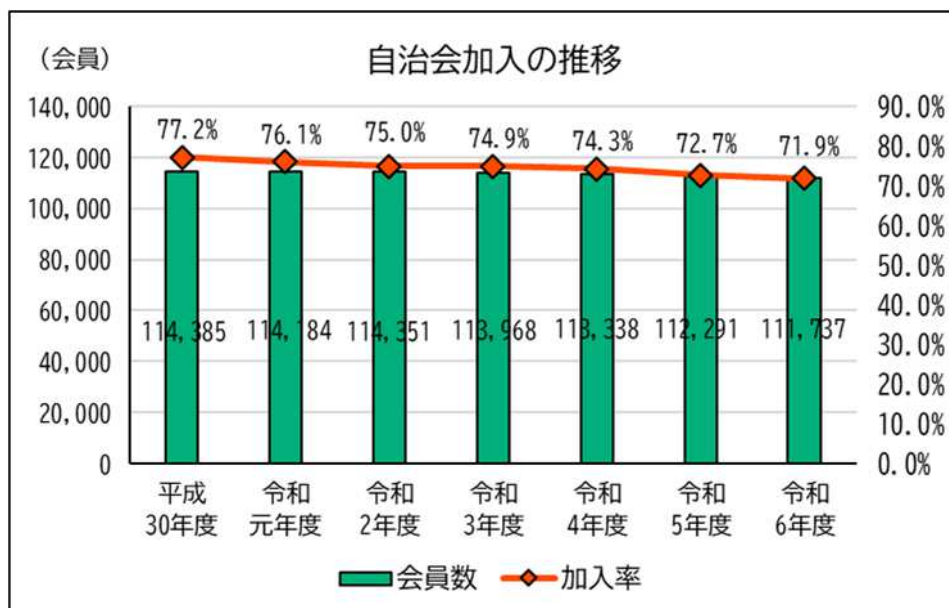
平成 25（2013）年 5 月に開設した「豊橋市成年後見支援センター」における成年後見に関する相談件数は、平成 30（2018）年度の 446 件から令和 6（2024）年度には 557 件まで増加し、成年後見制度への関心が高まっていることが伺えます。また、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加や、精神障害者手帳を保持する者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性が地域の中でも高まっていくことが考えられます。



資料：豊橋市

（７）自治会加入の推移

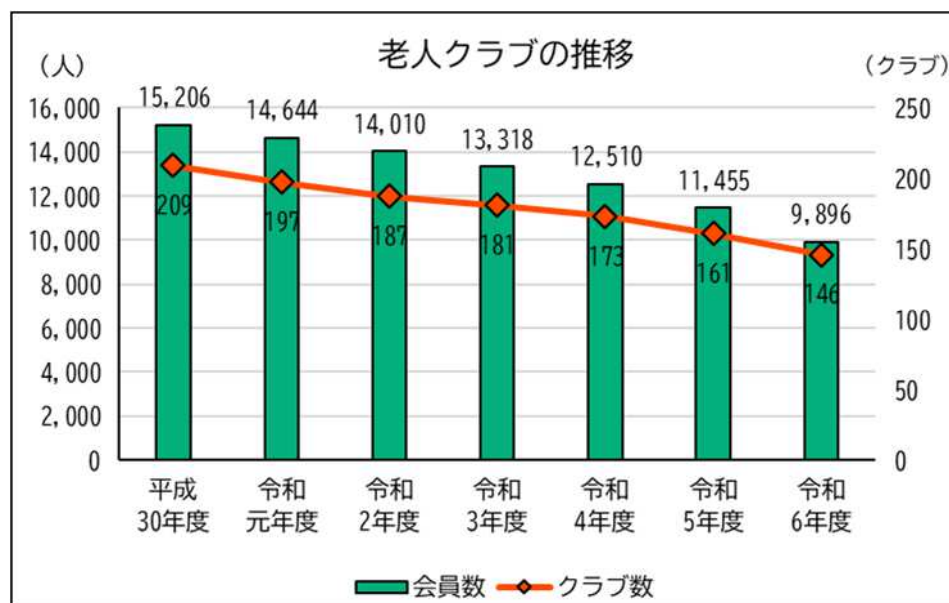
自治会の会員数は、近年においては減少傾向にあり、自治会加入率も同様に下降傾向で推移しております。単独世帯の増加など世帯構成の変化や個人のライフスタイルの多様化が影響していると考えられます。



資料：豊橋市

（８）老人クラブの推移

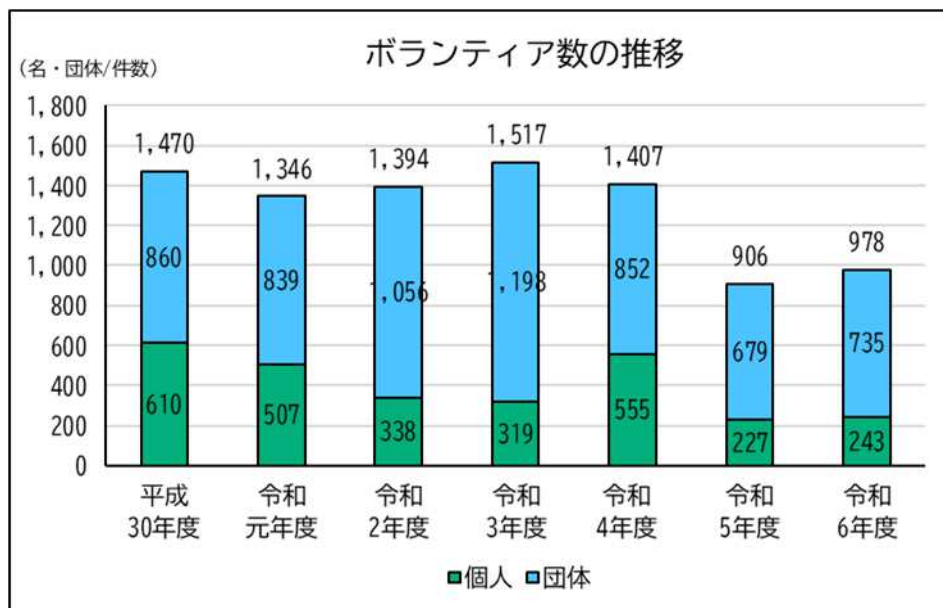
老人クラブ会員数及びクラブ数は減少傾向にあります。老年人口は増加していますが、老人クラブに加入する人は減ってきています。



資料：豊橋市

(9) ボランティア数の推移

ボランティアの数としては、年々減少してきています。特に個人でのボランティア登録をしている人が減少してきています。



資料：豊橋善意銀行・豊橋市社会福祉協議会・豊橋市

Ⅲ 第4期計画の総括

1 基本方針ごとの総括

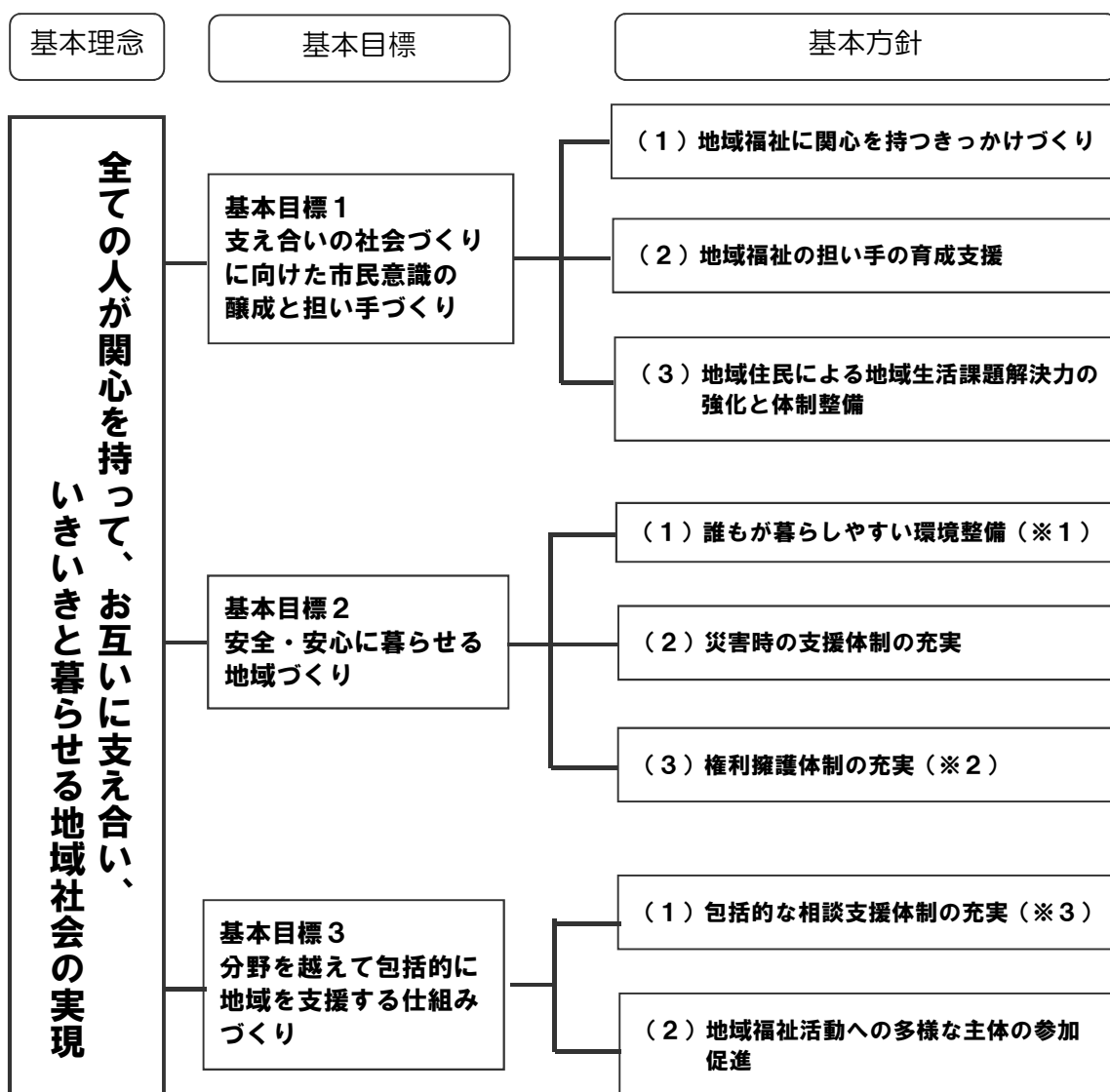
第4期計画（令和3年度～令和7年度）においては、3つの基本目標と8つの基本方針に基づき、施策を進めてきました。

第5期豊橋市地域福祉計画の策定に当たっては、これまでの推進施策についての検証及び評価をふまえ、引き継ぐ分野及び重点をおくべき分野を明確にする必要があります。そこで、第4期計画を基本方針ごとに総括を行い、第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた今後の方向性を検討しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、地域の活動の自粛や制限、外出機会の減少など社会環境が変化したことにより、課題の顕在化・深刻化が進み、福祉的な支援を必要とする人も増加したという背景があります。

評価基準	◎：目標値を達成 ○：現状値と同じ又は上回る △：現状値を下回る ※目標値が延べ人数の場合 ◎：目標値を達成 ○：目標値の80%以上 △：目標値の80%未満
------	--

■第4期計画における体系図



- ※1 「豊橋市再犯防止推進計画」については基本目標2の基本方針(1)「誰もが暮らしやすい環境整備」内に記載しています。
- ※2 「豊橋市成年後見制度利用促進計画」については基本目標2の基本方針(3)「権利擁護体制の充実」内に記載しています。
- ※3 令和2年の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」について計画の中に記載すべきとされているため、「包括的な支援体制の整備」については基本目標3の基本方針(1)「包括的な相談支援体制の充実」内に記載しています。

基本目標 1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

基本方針（１） 地域福祉に関心を持つきっかけづくり

①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
出前講座「人にやさしいまちづくり塾」開催回数 (5年累計)	29回 (単年)	19回	40回	72回	102回	128回	125回	◎
小学生のためのボランティア体験学習（介護予防サロン）参加者数 (5年累計)	35ヶ所 174人 (単年)	0ヶ所 0人	15ヶ所 44人	26ヶ所 118人	38ヶ所 191人(※)	40ヶ所 371人	40ヶ所 900人	△

※申込者数は251人だが、台風に伴う警報発令により開催を中止したものを除いた数

②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
意識啓発に向けたイベントの開催	3	・「いきいきフェスタ」の開催 ・「オレンジフェスタ」の開催 ・子育て支援プラットフォーム事業（子育て応援宣言の推進）
各種講座等の開催による理解促進	2	・障害者理解啓発事業 ・人にやさしいまちづくり推進事業【重点】
知る機会・学びの機会の提供	3	・ユニバーサルデザイン推進事業 ・福祉協力校・研究校の委嘱・助成 ・ボランティア情報の集約と発信の充実【重点】

（ア）主な成果

- ・「オレンジフェスタ」の開催について、他イベントとの同時開催としたことや、スタンプラリーなど新たな企画を取り入れ、親子連れが楽しく参加できるよう工夫したことで来場者が増えており、市民活動について興味を持つ機会をつくることができました。また、多くの若者がボランティアとして参加するようになり、若者の市民活動への参画のきっかけづくりができました。
- ・障害者理解啓発事業における障害者差別解消法等に関する研修会については、市職員向けに行ってきた研修の対象を市民に拡大して実施することで、障害者が暮らしやすい社会について広く普及啓発を図ることができました。

（イ）主な課題

- ・人にやさしいまちづくり推進事業では、出前講座「人にやさしいまちづくり塾」を目標値とした回数以上に開催することができ、バリアフリーの必要性の普及や、人にやさしいまちづくりの理解促進を図ることができました。今後、講師となるボランティアの高齢化などにより、講座開催数が減り啓発機会の減少が見込まれ、普及啓発と同時に担い手の確保が必要です。

③取り組みの評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期は、小学生のためのボランティア体験学習（介護予防サロン）では令和3年度に一度も開催できなかったなど、イベントの中止や募集人数を抑えた開催とせざるを得ない状況となり、各事業の展開に大きな影響がありました。しかしながら、開催方法や内容を工夫して行ったことや、ニーズに応じた情報提供を継続したことで、5類感染症移行後は、多くの事業で参加者数は順調に回復していることから、地域の福祉活動を知る機会を増やすことで地域福祉に関心を持ってもらう取り組みは概ね順調に進んでいます。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- 支え合いを行う地域として考える範囲は、「町自治会」が4割弱、「となり近所（5～10世帯程度の身近な集まり）」が3割弱、「小学校区」が1割強となっています。
- 町内や小中学校区での活動について「あまり参加しない・参加したことがない」の割合が高くなっています。参加したことがない又は参加しにくい要因として、「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」との回答が最も多くありました。また、「知り合いがいない、少ない」、「活動があること自体を知らない」との回答は前回（令和元年度）調査と比べて増えています。一方で、地域福祉活動を推進するために市民自身が取り組むべきこととして、「町内や小中学校区の活動に積極的に参加する」との回答が2割強ありました。
- 様々な人々が気軽に集える場所について、「地域にあるとは思わない」との回答が約5割ありました。一方で、町内や小中学校区の活動を活発にするために、約4割が「様々な人が気軽に集える居場所を作る」ことが大切だと考えており、地域住民がお互いに助け合う福祉を進めるために行政が取り組むべきこととして、「居場所づくりを支援すべき」との回答が2割弱ありました。

【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- 地域の現状として、地域福祉への関心度が「低い」が約4割、「どちらともいえない」が約4割となっています。

【第5期計画へ向けた方向性】

- 自分たちの地域でどんな活動をしているのかを知る機会を増やし、その活動について理解、関心を深める取り組みを進めていきます。
- 支え合いの担い手の育成支援と連携しつつ、各種イベントや講習会の開催方法や内容を工夫することで、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の困りごとに対して「我が事」として捉えられるよう引き続き意識啓発を図っていきます。
- 気軽に集える居場所づくりに取り組むことで、地域の住民同士が互いに顔と顔がつながり支え合える環境を整えていきます。

基本目標 1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

基本方針（２） 地域福祉の担い手の育成支援

①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
「認知症サポーター 養成講座」延べ受講 者数	41,189 人	46,317 人	49,558 人	53,011 人	56,400 人	59,900 人	58,000 人(※)	◎
ほの国体操リーダー 延べ養成者数	61 人	83 人	100 人	119 人	132 人	151 人	180 人	○

※66,000 人→58,000 人へ修正

(コロナ禍の影響を考慮した第 6 次豊橋市総合計画前期基本計画の目標値と異なったため)

②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
講座による担い手の育成支援	4	- 子育てサポーター養成講座の実施 - 認知症サポーター養成講座の実施【重点】 - 読み聞かせボランティア養成講座の実施 - ボランティア養成講座の実施【重点】
地域の活動の中心となる人材の 育成・活動支援	2	- ほの国体操リーダー養成講座の実施【重点】 - 民生委員活動の支援
アクティブシニアの活動促進	1	アクティブシニア活動促進事業
活動の情報提供・周知	1	ボランティア情報の集約と発信の充実【重点】【再掲】

(ア) 主な成果

- 認知症サポーター養成講座では、学校・企業へ重点的に働きかけ、より幅広い分野・年齢層のサポーターを養成することができました。特に企業向けに ONE アクション研修を取り入れることで、より実践的知識を身につけたサポーターを養成することができました。
- ほの国体操リーダー養成講座では、先輩リーダーとの交流や実習を行うことで地域で活躍できるリーダーの養成ができました。さらには、リーダーを中心とする運動自主グループが立ち上がり、新たな居場所の創出にも寄与しました。

(イ) 主な課題

- 子育てサポーター養成講座では、参加者数は増加しており、子育てサポーターの知識や技術の向上につなげることができましたが、仕事や子育てなどに忙しさを抱える人が多く、新たに子育てサポーターを担う人材の確保が難しい状況です。実際にボランティアとして活躍できる人材が減少していることから、幅広い世代へ参加を働きかけ、新たなボランティア発掘に継続的に取り組む必要があります。

③取り組みの評価

講座等による育成だけでなく、ボランティア情報を集約し、養成後の活躍の場について SNS などを活用しながら情報発信することで、活動への意欲を高めることができ、担い手育成につながりました。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- ボランティア活動や NPO 活動に参加するにあたって重視することとして、「活動時間に融通が利くこと」との回答が 6 割と最も多く、次いで「近い場所で活動できること」、「仕事や子育てをしながらでも活動できること」との回答が多くありました。
- ボランティア活動や NPO 活動に参加したくない理由として、「仕事や家事、育児が忙しくて時間がとれない」との回答が約 4 割、次いで「健康などに不安がある」や「活動内容がよくわからない、よく知らない」が回答の上位となっています。また、「人と関わりをあまり持ちたくない」との回答が前回（令和元年度）調査と比べ増加しています。

【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- 地域の現状として、地域福祉の活動に関わる人が「少ない」との回答が約 5 割となっています。また、様々な人々が気軽に集える居場所が「不足」との回答が約 4 割となっています。
- 地域の支え合いを推進するために必要だと考えることを尋ねる設問において、「活動の担い手となる人材育成」との回答が約 5 割あり、前回（令和元年度）調査と比較すると割合は減少していますが、依然として一番必要性が高いとの回答になっています。

【第5期計画へ向けた方向性】

- 働くシニア層や共働き世帯の増加に加えて、つながりの希薄化等による地域福祉の担い手不足を解消するため、幅広い世代への働きかけを行うことで担い手の裾野を広げていくとともに、引き続き、育成支援及び中心となる指導者的人材の養成に取り組めます。
- 担い手として活動したい人が活動できる場づくりを行い、活動しやすい環境を整えていきます。
- ボランティア等の活動への参加支援や、ボランティア団体の活動支援に取り組めます。

基本目標 1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

基本方針（３） 地域住民による地域生活課題解決力の強化と体制整備

①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
「お互いさまのまちづくり」支え合い活動団体数	26 団体	50 団体	56 団体	60 団体	72 団体	80 団体	74 団体	◎
介護予防運動自主グループ数	36 グループ	56 グループ	69 グループ	65 グループ	84 グループ	88 グループ	72 グループ	◎

②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
住民による地域福祉活動の機会の提供及び支援	2	・乳児家庭全戸訪問事業 ・トヨッキースクール推進事業
地域での交流活動のための拠点づくり・活動支援	3	・介護予防活動【重点】 ・放課後子ども教室 ・地域子育て支援センター事業
地域の助け合い・見守り活動への支援	4	・「お互いさまのまちづくり協議会」の運営【重点】 ・一声運動・友愛訪問の実施 ・とよはし高齢者等おかえり安心ネットワーク事業 ・見守りボランティアの育成、見守りの実施

（ア）主な成果

- ・トヨッキースクール推進事業では、地域住民が講師やスタッフを務め、地域の大人が地域のこどもを育てる風土を醸成し、健全なまちづくりにつなげることができました。
- ・介護予防活動では、活動参加者保険を開始したり、運動自主グループの紹介チラシの作成や困りごとの相談に対応しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により解散したグループがある中、立ち上げ支援や活動継続の支援を実施したことで、新たな運動自主グループが立ち上がる等、地域の交流拠点を創出することができました。

（イ）主な課題

- ・乳児家庭全戸訪問事業では、民生委員児童委員等が赤ちゃんの産まれた家庭へ訪問し、地域の子育てに関する情報提供や相談先についての案内を行いました。産後は心身の負担も大きく不安定になりやすいため、すべての子育て家庭が、地域で孤立しないよう、相手のペースに合わせた寄り添いの姿勢で、温かく見守っていく体制を継続する必要があります。
- ・「お互いさまのまちづくり協議会」の運営により、活発な支え合い活動の実施につなげることができましたが、支え合い活動団体を継続する上での担い手が不足しており、若年世代を含め多くの世代に支え合い活動を周知し、活動の活性化や新たな活動の創出に取り組む必要があります。

③取り組みの評価

高齢者については、「お互いさまのまちづくり」支え合い活動の団体数が増加しており、地域の中で活動の活性化及び新たな活動拠点を創出することができました。また、子育て世代については、乳児家庭全戸訪問事業などを通して民生委員児童委員による家庭訪問等により地域の見守り意識が高まったことや、地域との交流を行いながら放課後子ども教室事業を進めることで、こどもが安心して暮らせる環境づくりを支援することができました。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- 近所付き合いの様子を尋ねる設問では、「近所であいさつ程度をする人がいる」、「会えば親しく話をする人がいる」という回答がそれぞれ約4割ありますが、年代別では20歳代、世帯構成別ではひとり暮らしで、「近所付き合いはほとんどしていない」との回答の割合が3割を超えています。また、近所付き合いがない理由として、「仕事などで家にいないことが多いから」との回答が約5割と最も多く、次いで「近所の人と知り合う機会が少ないから」となっています。
一方で、地域福祉活動の推進のため、市民自身が取り組むべきこととして、「良好な近所付き合いや助け合いに努める」との回答が6割近くありました。
- ご近所付き合いの中で、手助けすること、されることについて尋ねる設問において、前回（令和元年度）調査に比べ、すべての項目において「ほとんどしていない・されていない」との回答率が上昇しています。また、今後手助けしてあげたい、してほしいと思うことを尋ねる設問でも、「どちらもあまり思わない」との回答率が上昇しています。
- 年齢や障害にかかわらず住民が抱える課題について、解決に向けて共に取り組み地域で支え合う仕組みを作っていく相談員について「市役所や企業・個人の地域活動、福祉の専門機関等との橋渡し役になってほしい」という回答が一番多く4割強となっています。

【回答者区分：福祉・こども関係事業所】

- 地域住民が地域福祉活動を推進していくため、事業所が行政に期待することを尋ねる設問では、「活動資金の援助」との回答が最も多く、次いで「福祉関係情報の提供」となっています。

【第5期計画へ向けた方向性】

- 地域の複雑化・複合化した生活課題解決のために、今ある身近なつながりの活用や新たな交流拠点の創出など、地域の中に地域住民による主体的な支え合い体制を支援していきます。
- 地域の福祉活動と地域住民をつなぐ、橋渡し役となる人材の確保を進めます。
- 様々な世代による地域の助け合いや見守り活動を活性化するため、地域活動に参加が少ない若年世代等への周知を積極的に行い、参加を促す取り組みを実施します。
- 手助けを必要とする人や困りごとを抱えた人が相談しやすい窓口の整備をしていきます。

基本目標 2 安全・安心に暮らせる地域づくり

基本方針（１） 誰もが暮らしやすい環境整備

①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
福祉施設から一般就労への移行者数（単年）	81人	88人	85人	103人	107人	115人	110人	◎
ほいっぷネットワーク（電子@連絡帳）の利用者数	772人	951人	961人	1,013人	1,095人	1,200人	1,100人	◎

②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
住宅・就労確保への支援	6	・住居確保給付金事業 ・居住支援事業 ・住まいの安定確保 ・就労準備支援事業 ・農福連携 ・中小企業人材活用支援事業
自殺対策への取り組み	1	・ゲートキーパー研修【重点】
福祉サービスの質の向上と適切な情報提供	24	・母子父子自立支援員による相談 ・地域包括支援センターによる支援が必要な人への訪問 ・とよはし総合相談支援センター運営事業 ・障害児者相談支援事業 ・学習・生活支援事業 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ・赤ちゃんの駅 ・私立幼稚園運営費補助金 ・法人保育所・認定こども園通常保育事業 ・保育士・保育所支援窓口 ・民間社会福祉施設運営費補助金 ・社会福祉施設等指導監査事業 ・ほいっぷネットワーク（電子@連絡帳）の利用促進【重点】 ・地域包括支援センター運営事業 ・緊急通報装置設置事業 ・意思疎通支援事業 ・障害者地域生活支援事業 ・障害福祉サービス等給付事業 ・障害児通所支援給付事業 ・「地域生活」バス・タクシー運行事業 ・活字等広報事業 ・子育て支援プラットフォーム事業（情報発信の充実） ・福祉サービスやボランティア活動の情報発信 ・インターネット等を通じた情報発信
バリアフリー化とユニバーサルデザインの採用	3	・地域のニーズに応じた公園施設の整備 ・人にやさしい道づくり事業 ・駅、電停、車両のバリアフリー化の促進

(ア) 主な成果

- ・住居確保給付金事業では、住居を失うおそれのある困窮者に住宅費を支給することで、安心して求職活動に取り組める環境を作ることができました。また、世帯の状況に応じ、生活保護制度等他制度へのつながりも含めた支援を行うことができました。
- ・ゲートキーパー研修の受講者数は年々増加しており、市民や企業、支援者等を対象に、こころの健康に関する知識や専門機関へのつながり方を学ぶ機会を増やしました。気づき・支える人材を育成することで、様々な分野で連携することができました。

(イ) 主な課題

- ・ほいっぴネットワーク（電子@連絡帳）の利用について、登録者数は増加し多様な専門職の連携が可能な体制を作ることができたものの、利用頻度が伸びていないため、利用方法の研修や利用によるメリットの周知を行うなど、効果的な活用を促していく必要があります。

③取り組みの評価

福祉施設から一般就労への移行者数は目標値を達成する見込みで推移しており、障害者の自立と社会参加を促進することができました。その他、課題等を抱える人も安心して暮らしやすい地域を作るために、ニーズに応じた適切な支援ができるよう多機関との連携や情報発信を進めることができました。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- ・現在の相談支援体制では足りないと感じた方に、その理由を尋ねる項目では「どこに相談したらよいかわからない」が約6割、「気軽に相談できる場所や人が身近にいない」も約5割となっています。
- ・お互いに助け合う福祉を進めるために行政が取り組むべきこととして、約2割が「地域住民に身近な場所へ相談窓口を設置する」と回答しています。
- ・地域の福祉環境に関する設問のうち、要介護になったときに「様々なサービスを受けることができる」に対して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答割合は前回（令和元年度）調査に比べ8.4ポイント高くなりました。一方、「道路の段差解消や歩道があるなど、移動しやすい」と思うかの項目については、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答割合は前回（令和元年度）調査と比べ大きな変化はありませんでした。

【第5期計画へ向けた方向性】

- ・住民に身近な相談窓口を設置するなど、相談しやすい体制整備を図ります。
- ・バリアフリー化などの誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。
- ・複合的な課題を抱える人など、必要に応じて適切な支援ができるよう、各制度の充実を図り、分野横断的な支援ができる体制づくりの強化に努めます。

基本目標２ 安全・安心に暮らせる地域づくり

～再犯の防止等に向けて～（豊橋市再犯防止推進計画）

①推進施策の成果と課題

取り組みの内容	事業数	具体的な取り組み一覧
再犯防止に関する広報・啓発活動	2	・「社会を明るくする運動」の実施 ・民間協力者に対する表彰
犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導等の実施のための取り組み	2	・保健医療・福祉サービスの提供 ・薬物依存を有する人等への支援
学校等と連携した非行防止の取り組み	1	・学校等と連携した非行防止の取り組み
民間協力者や更生保護施設への援助・協力	1	・民間協力者や更生保護施設への援助・協力
犯罪をした人等を雇用する企業などの開拓、社会的評価の向上	1	・犯罪をした人等を雇用する企業などの開拓、社会的評価の向上
就労・住居の確保等のための取り組み	6	・住居確保給付金事業【※】 ・居住支援事業【※】 ・住まいの安定確保【※】 ・就労準備支援事業【※】 ・農福連携【※】 ・中小企業人材活用支援事業【※】 ※ 基本目標２ 基本方針（１）と同じ

（ア）主な成果

- ・「社会を明るくする運動」について、各種啓発活動を通じ、地域における更生保護の周知を進めることができました。
- ・犯罪をした人等に対する保健医療・福祉サービスの提供について、経歴や特性等を勘案しつつ関係機関と連携することで、適切な支援につなぐことができました。
- ・保護司会や更生保護女性会の活動に対して、市としてサポートに努めたことで、全国平均を上回る充足率で人材を確保することができました。

（イ）主な課題

- ・啓発イベントの実施や、ポスターの掲示などにより、広く市民に薬物乱用問題に関する知識を周知することができましたが、薬物依存を有する人等への支援については、薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進のため、啓発方法を検討する必要があります。

- 更生保護女性会については、更生保護施設への支援などの活動を積極的に行っていますが、会員希望者が減少しているため、担い手の安定確保に向けて、活動内容の周知啓発や選出方法の見直しなどを検討する必要があります。

②取り組みの評価

周知啓発活動により、犯罪をした人等への支援において必要な地域住民の理解を深めることができ、地域と協力して犯罪や非行のない社会の実現に向け、取り組むことができました。また、社会復帰に必要な就労・住居の確保についても、犯罪歴の有無で区別することなくサービス提供に取り組むことができました。

③アンケート結果

【回答者区分：市民】

- 更生保護に関連した認知度の設問に対して、「知らない」との回答が保護司会で約5割、更生保護女性会で約6割であり、協力雇用主会、BBS会、更生保護施設「智光寮」については更に「知らない」の割合が多くなっています。
- 「犯罪をした者等が復帰に向けて地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るために必要なもの」について尋ねる設問では、「安定した就労先」との回答が約5割、「支援者によるサポート」との回答が約3割となっています。

【第5期計画へ向けた方向性】

- 犯罪をした人等に対して偏見を持たないなど、地域住民の理解を深めるため今後も周知啓発を進めていきます。
- 保護司会をはじめとした再犯防止を支える団体等の活動を引き続き支援していきます。
- 刑事司法関係機関や民間団体と、さらなる連携体制の構築を図ります。
- 再犯防止のため、特性等に応じた支援とともに、犯罪をした人等の円滑な地域社会への復帰のため、安心して暮らせる居場所の確保等に取り組めます。

基本目標２ 安全・安心に暮らせる地域づくり

基本方針（２） 災害時の支援体制の充実

①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
避難行動要支援者登録台帳への新規登録者数（5年累計）	165人 (単年)	182人	320人	464人	605人	769人	900人	△
「災害ボランティアコーディネーター養成講座」修了者数（5年累計）	20人 (単年)	29人	57人	93人	124人	155人	100人	◎

②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
避難行動要支援者事業の推進	1	・避難行動要支援者支援事業【重点】
地域ぐるみの防災活動の推進	5	・自主防災組織育成事業 ・防災まちづくりモデル校区事業 ・とよはし防災リーダー養成講座の実施 ・災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施【重点】 ・見守りボランティアの育成、見守りの実施

（ア）主な成果

- ・災害ボランティアコーディネーターの養成については、近年の自然災害の発生の増加により、関心が高まったこともあり、養成講座修了者数は増加し、災害ボランティアセンターの運営体制の強化につながっています。
- ・自主防災組織育成事業について、地域の防災訓練を定期的の実施し、地域防災力の強化を図ることができました。
- ・避難行動要支援者支援事業において、自主防災組織や民生委員児童委員へ「災害時の要配慮者に対する支援事業」についての研修会等を開催し、制度の周知に努め、日頃の見守り及び災害時における支援体制の構築を図ることができました。

（イ）主な課題

- ・避難行動要支援者支援事業については、毎年一定数の登録者はいるものの、制度の周知が不十分でした。今後発生が危惧される南海トラフ地震などの大規模災害に備え、個別避難計画に登録された情報を平時・災害時問わず、活用することができる体制づくりを進めるとともに、さらなる制度の周知を図り、登録者数を増やしていく必要があります。

③取り組みの評価

避難行動要支援者支援事業を推進することで、地域の要支援者を把握し、日頃の見守りと災害発生時の支援体制の構築に役立てることができました。また、災害ボランティアコーディネーターや防災リーダーの養成により、本市が大規模災害時に設置する災害ボランティアセンターにおける運営体制の強化や、地域の防災力の向上につなげることができました。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- 地域福祉のうち関心のある分野を尋ねる設問では、「災害時の助け合い」との回答が5割強と一番関心のある項目となりました。
- 避難行動要支援者支援事業を「知らない」との回答が8割を超えていました。
- 災害ボランティアセンター及び災害ボランティアコーディネーターについては、「知らない」との回答が8割以上となっており、災害ボランティアコーディネーターとして活動することについて「興味があるが活動する余裕がない」との回答が、5割となっています。
- 校区防災訓練について、約7割が「あまり参加しない・参加したことがない」となっています。

【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- 避難行動要支援者支援事業を行う上での困りごととして、「台帳を活用した具体的な取り組み方法が分からない」という回答が3割を超えています。

【回答者区分：福祉・こども関係事業所】

- 地域の諸団体や関係機関と交流・連携しながら取り組むものとして、約5割が「災害時における相互協力」と回答しています。

【第5期計画へ向けた方向性】

- 避難行動要支援者台帳の登録について、周知を図るとともに、台帳の活用や台帳登録者数を増やすための方法について検討を進めていきます。
- 災害時に対応できる人材の確保・養成を行うとともに、地域の自主防災組織における定期的な訓練を支援し、地域防災力の向上を図っていきます。
- 平時における既存の支援体制を活用し、災害時におけるきめ細かな支援につなげる取り組みを進めていきます。

基本目標２ 安全・安心に暮らせる地域づくり

基本方針（３） 権利擁護体制の充実

①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
成年後見支援センターの相談件数（単年）	454 件	460 件	583 件	521 件	557 件	500 件	500 件	◎
DV 相談窓口の認知度	30.2%	36.2%	—	38.0%	—	40.0%	50.0%	○

②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
権利擁護に関する支援体制の推進	3	・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・市民後見人についての検討
虐待・暴力の防止への相談・支援ネットワーク	5	・児童虐待防止に関するネットワークの推進 ・高齢者虐待防止ネットワークの運営事業 ・障害者虐待防止事業 ・男女共同参画支援事業【重点】 ・児童虐待防止推進月間の取り組み
人権啓発の推進	2	・地域人権啓発活動事業 ・児童虐待防止推進月間の取り組み【再掲】

（ア）主な成果

- ・成年後見支援センターの相談件数は増加傾向にあり、制度を必要とする人へ適切な支援をつなぐことができました。
- ・障害者虐待防止事業について、令和６年度に新たに設置した虐待防止相談員との連携や研修により、相談員の資質向上を図るとともに事業所訪問を実施し、職員の支援に関する悩みや疑問に対して適切な助言をすることで、支援能力の向上を図ることができました。

（イ）主な課題

- ・男女共同参画支援事業においては、DV 相談窓口について年齢層や性別に関係なく幅広く市民に周知をしたことにより、市民全体の認知度は向上したものの、10代や男性の認知度が低いため、高校生向けデートDV 出前講座などの機会を捉えて若年層への周知を強化するなど、さらなる認知度の向上を図る必要があります。
- ・市民後見人の養成について検討が進み、今後は権利擁護の担い手としての活躍の場面の整理や、地域の中で活躍できる人材の育成が必要となってきます。

③取り組みの評価

成年後見制度を必要とする人が、適切な支援を受けることができる体制づくりを推進することができました。また、高齢者や障害者、児童への虐待防止について、関係機関との連携体制の構築や、支援員向けの研修等を実施することで、虐待の早期発見・対応をすることができました。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- 成年後見制度について詳しく知りたい場合の相談先として、「市役所」が3割強であり、「わからない」が2割、「成年後見支援センター」が1割となっています。
- 「市民後見人」について、「自分はなる気はないが、市民後見人という仕組みは応援したい」との回答が5割となっており、市民後見人の活動において重要だと思うことについては、「高齢者や障害者の支援ができる」との回答が5割と最も多く、次いで「住んでいる地域で活動できる」となっています。

【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- 自治会長では、成年後見制度が必要と思われる方がいた場合、「市役所・窓口センター」への相談が最も多く、次いで「成年後見支援センター」、「民生委員児童委員」となっています。
- 一方、民生委員児童委員では、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「成年後見支援センター」、「社会福祉協議会」となっています。

【第5期計画へ向けた方向性】

- 成年後見支援センターの取り組みについて周知啓発を行います。
- 市民後見人の育成など権利擁護支援の担い手の育成を図るとともに、今後は認知症高齢者など判断能力の不十分な方の増加が見込まれるため、継続して成年後見制度に関する相談や利用支援など、権利擁護が必要な人へ寄り添った支援ができる体制づくりが必要です。
- 虐待や暴力の防止・早期解決に向けて、さらなる理解促進や周知啓発に取り組みます。
- こどもの権利条例の制定に向けて、検討を進めていきます。

基本目標２ 安全・安心に暮らせる地域づくり

～成年後見制度の利用促進に向けて～（豊橋市成年後見制度利用促進計画）

①推進施策の成果と課題

地域連携ネットワークの ３つの役割	中核機関の ４つの機能	事業数	具体的な取り組み一覧
権利擁護支援の必要な人の 発見・支援	広報機能	３	・研修会等での業務案内、制度説明 ・連続講座「成年後見・権利擁護講座」の開催 ・講演会の開催
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能	２	・成年後見制度等に関する相談対応 ・日常生活自立支援事業等との連携
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	５	・市長申立の実施 ・適切な後見人等候補者の推薦 ・法人後見の実施 ・制度利用にあたり費用負担が困難な人に対する費用の助成 ・市民後見人についての検討【再掲】
	後見人支援機能	２	・後見人等からの相談対応 ・権利擁護支援チームの自立支援の実施

（ア）主な成果

- ・成年後見制度を必要とする人に対して、成年後見支援センターにおいて相談を受け付け、法律問題や複雑化した課題の案件の場合は、必要に応じて専門職の助言を受けるなど適切な支援につなげることができました。
- ・受任調整会議を令和４年度から実施し、法律・福祉の専門職によるアドバイスを得て、支援方針の検討を行うことで、より適切な後見人候補者の推薦につなげることができました。

（イ）主な課題

- ・身寄りがないなどの場合でも、成年後見制度の利用が必要な人が、適切に利用ができるように、市長申立を実施することで権利擁護支援を行っていますが、今後は、被後見人となり得る人をいち早く適切なサービス利用につなげることが必要です。

③取り組みの評価

研修会等により、成年後見制度利用対象者及び市民に対して、幅広く周知啓発をすることができたほか、費用助成制度や市長申立の実施により制度の利用促進につなげることができました。

また、専門職を含めた様々な機関と連携して適切な権利擁護支援を行うことができました。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- 成年後見制度を「知っている」または「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」の回答を合わせると約7割となりました。一方で、成年後見制度にどんな印象を持っているかの項目では、「制度を利用することで、本人の権利擁護につながると考えている」との回答が約3割あるのに対し、「成年後見人によって横領などの不正が行われないか」、「後見人が本人の意思を尊重してくれるか」と不安に思っている回答が約5割ありました。

【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- 成年後見における市長申し立て制度について、「知っている」との回答は、自治会長で約3割、民生委員児童委員で約5割でした。

【回答者区分：福祉・こども関係事業所】

- 成年後見制度を利用しやすくするため、約3割の事業所は「相談しやすい相談窓口の運営」が重要だと考えています。
- 成年後見における市長申し立て制度について、制度を「知らなかった」との回答が約2割ありました。

【第5期計画へ向けた方向性】

- 成年後見支援センターを中心とした各機関との連携により、成年後見制度についてさらなる理解・啓発を推進し、本人の状況にかかわらず制度を利用できるよう成年後見制度利用支援事業や市長申立制度についてさらに周知することにより、利用促進に取り組みます。
- 利用促進のため、地域とのつながりを生かした市民後見人が活躍できる体制整備を進めていきます。

基本目標 3 分野を越えて包括的に地域を支援する 仕組みづくり

基本方針（１） 包括的な相談支援体制の充実

①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
相談支援包括化推進員による複合的な課題への対応ケース数（単年）	—	31件	36件	50件	78件	80件	50件	◎
妊娠・出産・子育てに関する相談件数（単年）	7,077件	6,530件	6,227件	6,422件	5,946件	6,640件	9,700件	△

②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
包括的な相談窓口の充実	4	・包括的相談支援事業 ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口【重点】 ・保育コンシェルジュ【重点】 ・外国人相談事業
多様な機関が協働する相談支援体制の充実	7	・多機関の協働による包括的支援体制整備事業【重点】 ・地域ケア会議の実施 ・障害児者相談支援事業 ・自立支援協議会の開催 ・自立相談支援事業 ・ふれあい収集の実施 ・一般廃棄物対策事業（いわゆる「ごみ屋敷」対策）
包括的支援体制の整備に向けて	5	・包括的相談支援事業【再掲】 ・多機関協働事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・参加支援事業 ・地域づくり事業

（ア）主な成果

- ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口について、サービスにつなげるだけでなく、必要に応じて関係課と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施することができました。
- ・参加支援事業について、就労継続支援B型事業所を活用した社会参加に向けた取り組みを実施し、社会とのつながりづくりを実施することができました。

（イ）主な課題

- ・自立相談支援事業において、関係機関と連携を図り多角的に支援を行うことにより、早期自立を支援することができました。支援を拒否している人に対しては、適切な支援につなげるため、伴走型支援により、信頼関係の構築にさらに取り組む必要があります。
- ・地域づくり事業において、相談を受けたケースのつなぎ先として地域に根差した集まりや活動が地域の中にはあるものの、把握が進んでいないため、地域へ出向く等により、集まりや活動を把握していく必要があります。

③取り組みの評価

令和3年度に「福祉相談サポートセンター」を設置し、令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しています。複雑化・複合化した課題についても相談支援包括化推進員によるコーディネートにより、多機関で連携して取り組むことができる包括的な支援体制の整備が進みました。また、関係機関との協議や研修を実施することで事業への理解促進や、関係機関同士の意思統一を図ることができました。

また、こども分野では令和6年度から「こども家庭センター」を設置し、母子保健機能と児童福祉機能の相談支援を一体的に行っています。

その他、地域ケア会議の開催などにより、個別課題への対応だけでなく、地域課題の発見や地域づくりへとつながっています。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- ・現在の相談支援体制では足りないと感じた方に、足りない点を尋ねる設問において、「どこに相談したらよいかわからない」との回答が約6割となり、「気軽に相談できる場所や人が身近にいない」との回答も約5割となっています。
- ・福祉に関しての情報を入手したいときは、「インターネット（情報検索）で調べる」との回答が6割となり、次いで「家族・親族に聞く」が約4割、「知人・友人に聞く」が約3割となっています。

【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- ・特に支援が必要だと思われる方がいた場合の相談先として、自治会長では、「民生委員児童委員」が最も多く、次いで「地域包括支援センター」、「市役所・窓口センター」となっています。一方、民生委員児童委員では、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「他の民生委員児童委員」、「自治会」となっています。

【回答者区分：福祉・こども関係事業所】

- ・住民からの相談の解決に向けて共に取り組み、地域で支え合う仕組みを作っていく相談員を配置した場合について、6割が「自分が対応できない相談を受けたときの案内先として相談員を活用したい」と考えています。

【第5期計画へ向けた方向性】

- ・複雑化・複合化した課題に対して、単独の相談支援機関では対応が難しいものであっても、関係機関で連携する等、引き続き断らない相談支援の体制整備を進めていきます。
- ・支援の拒否がある場合でも、必要な支援につなげていくよう継続的な関わりを持つなど、課題の深刻化を防ぐ取り組みを進めていきます。
- ・住民目線で地域の活動を支え、分野を越えた地域づくりを進める人材の配置を進めていきます。

基本目標３ 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

基本方針（２） 地域福祉活動への多様な主体の参加促進

①数値目標の達成状況

評価内容	現状値 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	目標値 (R7)	達成 状況
まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	45.6%	70.3%	68.6%	72.2%	71.6%	73.0%	75.0%	○
総合福祉センター・地域福祉センターの貸室利用者数（単年）	112,430 人	67,605 人	89,221 人	95,465 人	109,628 人	125,000 人	121,000 人	◎

②推進施策の成果と課題

主な取り組み	事業数	事業一覧
社会福祉法人や民間企業等による公益的な取り組みの推進	3	・とよはし高齢者等おかえり安心ネットワーク事業 ・中小企業人材活用支援事業【再掲】 ・社会福祉法人による公益的な取り組み
地域福祉を支える団体等が協働するためのネットワークの構築	5	・市民活動プラザの運営【重点】 ・校区市民館管理運営事業 ・「オレンジフェスタ」の開催【再掲】 ・福祉センター管理運営業務【重点】 ・ボランティアセンターの運営【重点】

（ア）主な成果

- ・ボランティアセンターの運営により、活動場所や相談できる場の提供ができ、ボランティアグループの活動をサポートすることができました。

（イ）主な課題

- ・市内の社会福祉法人の公益的な取り組みについて、社会福祉法人同士で共有し、意見交換することができました。今後は、地域の福祉ニーズ等を踏まえた多様な地域貢献活動が実施されるよう、企業と社会福祉法人とのマッチングを進めていく必要があります。
- ・校区市民館管理運営事業について、Wi-Fi 環境の整備など、地域コミュニティ活動等の拠点として、住民や事業所など幅広い主体が利用できるような環境整備を行うことができたが、校区市民館を拠点とした活動の担い手となる様々な人材の掘り起こしが必要です。

③取り組みの評価

総合福祉センター・地域福祉センターの貸室利用者数や校区市民館の利用者数は増加し、身近な地域で活動の場等を提供することで、地域の活性化に寄与することができました。

また、市民活動プラザの運営による市民活動に関する相談や、イベントの実施によるきっかけづくりを実施したことで、まちづくり活動に参加したことがある市民の割合は7割程度となっています。

社会福祉法人と企業をつないでいくなど、さらなる地域福祉活動の実施に向けて取り組むことができました。

④アンケート結果

【回答者区分：市民】

- 生涯学習センターや校区市民館の行事について、約8割が「あまり参加しない・参加したことがない」となっています。

【回答者区分：自治会長、民生委員児童委員】

- 地域の支え合いを推進するために、約3割が「団体や組織間の連携支援」が必要と考えています。
- 他の組織団体と地域の支え合い活動を推進するために連携する上で困っていることとして、「個人情報保護のため、どこまで情報共有してよいかわからない」との回答が約5割と最も多く、「組織団体の人と出会う機会がない」も約4割となっています。特に自治会では、「自分が多忙で連携まで手が回らない」との回答も4割となっています。
- 民生委員児童委員では、地域福祉活動をしている中で困っていることとして、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑うことがある。」との回答が7割と最も多くなっており、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」が5割以上となっています。また、普段から連携している組織団体として「地域包括支援センター」との回答が8割と最も多く、次いで「自治会」、「他の民生委員児童委員」となっております。

【回答者区分：福祉・こども関係事業所】

- 普段から交流・連携している地域の諸団体や関係機関として、「市役所」との回答が最も多く、次いで「医療機関」、「福祉サービス事業所」となっています。
- 事業所で、地域の諸団体や関係機関と交流・連携する際に課題となっているものとして、「地域の諸団体等の人と出会う機会がない」、「職員の負担が大きく連携まで手が回らない」との回答が約6割となっています。

【第5期計画へ向けた方向性】

- 地域において活動を行う団体等への支援を引き続き行っていきます。
- 多様な主体と福祉活動をつなげる人材の配置に向けた取り組みを進めていきます。
- 様々な団体が主体となって活動しやすい環境づくりの整備を引き続き取り組んでいきます。

2 全体の総括

第4期計画は、「全ての人が関心を持って、お互いに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現」を目指し、3つの基本目標を定め、地域福祉を推進してきました。

第4期計画の達成度についての市民アンケートでは、「どちらともいえない」が約6割、実現には遠いが2割となりました。

基本目標1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

イベントや研修などの活動を通して、年代にかかわらず普段地域福祉に関わりのない人にも関心を持ってもらう機会の提供ができましたが、活動があること自体を知らない人もいるため、その活動の周知方法や啓発活動を工夫して取り組む必要があります。また、地域活動に取り組んでいこうと考えている市民や、近所付き合いが少ない若年層へ地域福祉に関わる機会の提供を進める必要があります。

また、引き続き、地域社会の課題を認識し、結びつきを深められる体制整備や活動支援を進めていく必要があります。

併せて、地域福祉の新たな担い手の育成を進めており、地域福祉活動に関わる人が多いと感じている人は少ないものの、ボランティア活動等へ条件が合えば参加してみたい人が一定数いることを踏まえ、参加意欲のある人たちに参加してもらえるようアプローチ方法を検討していく必要があります。

基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

相談支援体制自体の整備は進んでいるものの、どこに相談したらよいかわからない方も多くいます。地域住民や関係機関へ相談窓口の周知啓発を引き続き行うとともに、身近な相談窓口の設置について検討するなど、相談しやすい体制整備に向けて取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障害者、さまざまな背景を持つ人が、自身が受けられる支援制度を認識していない場合もあります。そのため、平時・災害時を問わず、地域での見守り支援など、各々が抱える課題が早期に発見され適切な支援を受けられるような地域環境の整備を目指し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに引き続き取り組む必要があります。

基本目標3 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

関係機関との協議や研修を実施したことで、各機関での包括的支援の理解が深まり、多機関で連携する体制の整備を進めることができました。引き続き、各機関と連携を図り、複雑化・複合化した課題を抱える人たちや制度の狭間にある人たちの支援に取り組んでいきます。

また、地域の福祉活動団体と出会う機会がないという声もあり、多様な主体と福祉活動をつなげる人材の配置に向けた取り組みを進めていきます。加えて、専門機関が関わるだけでなく、地域の中で課題解決が進むよう、多様な主体による地域福祉活動を把握し、その活動を活性化するための仕組みづくりを構築していく必要があります。

以上の第4期計画の総括に加えて、社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大により、孤独や孤立対策が政策課題として浮上し、地域でのコミュニティ支援や心の健康を重視した施策の必要性が高まっています。

また、今後は、課題が複雑化・複合化した後の支援だけでなく、深刻化する前の早期発見や早期対応が必要となってきています。デジタル技術を活用した新たなつながりや支え合い、サービスが浸透するようになっており、日常にあるつながりに着目しつつ、新たな手法を取り入れながら施策を進めていく必要があります。

加えて、地域共生社会の実現に当たっては、福祉以外の分野とも連携、協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備についても、国や県の動向に注視しながら取り組んでいく必要があります。

Ⅳ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第5期豊橋市地域福祉計画は、第4期計画を継承しつつ、以下のとおり基本理念としました。

つながり支え合い、その人らしく暮らせる地域共生社会の実現

- ・「つながり支え合い」

誰もが、どこかでつながっており、つながり方、つながり先を自ら選択し、身近な地域でお互いに支え合う関係の構築に着目しました。

- ・「その人らしく」

“自分”のことは、「自分らしく」、「他者」のことは、“その人”の価値観や性格を尊重していくという思いを込めました。

また、「その人らしく暮らす」ためには、「役割」と「居場所」を持つことも必要であり、“他者”との関わりの中で、“その人”の状況も理解してほしいと考えました。

- ・「地域共生社会」

地域住民や地域の様々な主体が参画し、つながることで住民一人ひとりが役割と居場所を持って、地域をともに創っていく社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現のため、「人づくり」、「地域づくり」、「仕組みづくり」の3つの視点で基本目標を定めました。

基本目標1 人づくり～お互いに理解し合える意識の醸成～

市民の福祉に対する関心を高め、地域福祉活動等に自ら進んで参画する担い手を育て、支え合う人づくりを進めます。

基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

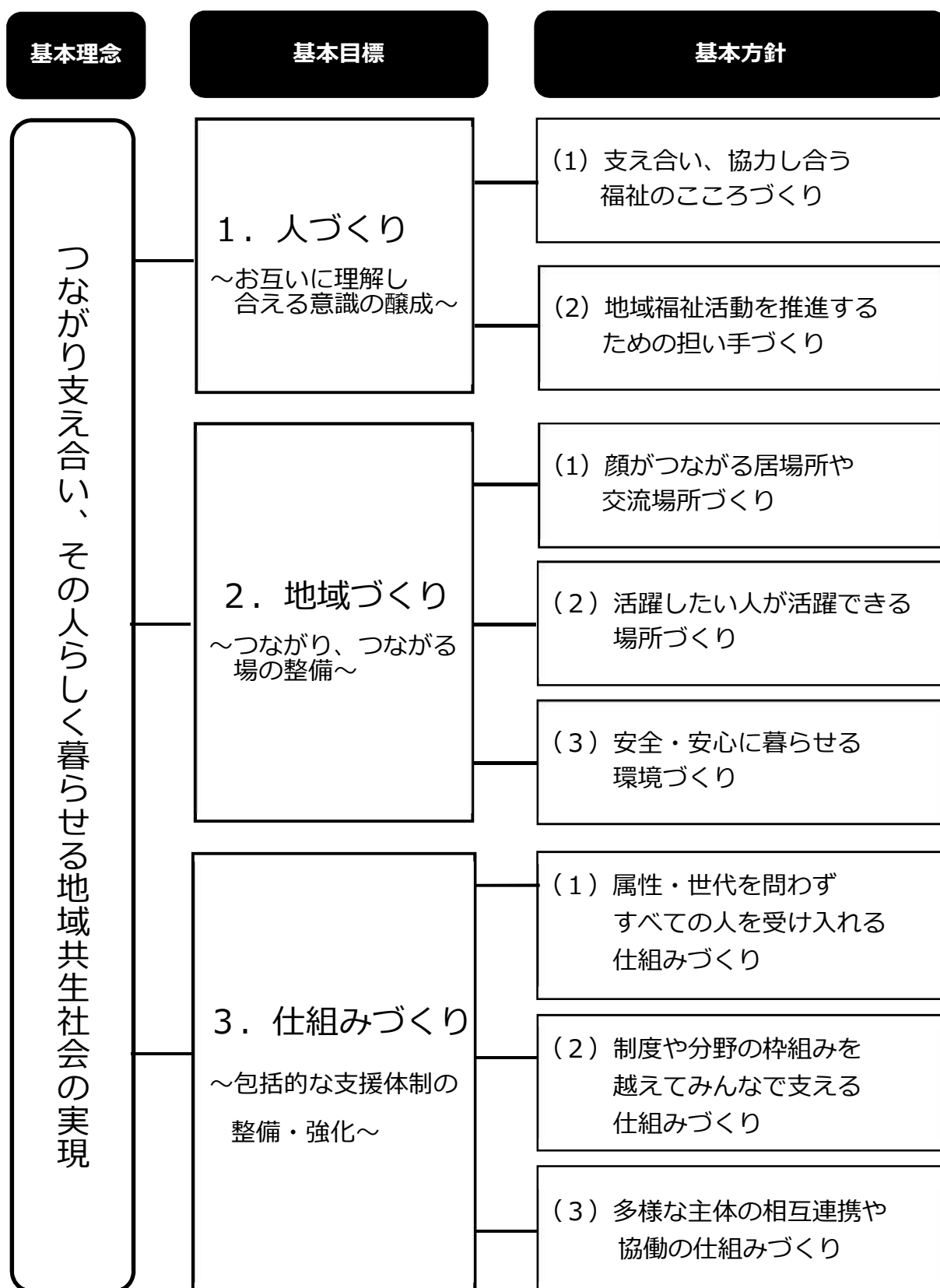
地域においてさまざまな人の居場所となり活躍できる場面をつくり、地域福祉活動が発展するための支援や多様な主体が参画するための取り組みにより、人と人、人と資源がつながる地域づくりを図ります。

基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

複雑化・複合化した課題に対し、制度や分野、立場を越え、関係機関や官民が連携した包括的に支援する体制の整備・強化を実施します。

3 計画の体系

第5期豊橋市地域福祉計画の体系（案）



V 今後のスケジュール

1 計画策定スケジュール（案）

第5期豊橋市地域福祉計画骨子（案）についていただいた意見を参考に以下のスケジュールにて引き続き策定作業を進めます。

令和7年					令和8年		
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
素案作成 ※福祉教育委員会(予定)					パブリック コメント	最終案 作成	公表